

＜東邦＞インターネット支店ご利用規定

本規定はお客さまと株式会社東邦銀行（以下「当行」といいます）インターネット支店（以下「当店」といいます）との間の取引について定めたものです。当店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものと取り扱います。

第1条 【本規定の適用範囲】

- ①お客さまは、本規定に基づき、以下に定める取引をご利用いただけるものとします。
 - ①通帳不発行方式（無通帳方式）のインターネット専用口座（以下「WEB通帳口座」といいます。）による総合口座取引（普通預金、定期預金、定期預金を担保する当座貸越）
 - ②その他当行所定の取引
- ②当店の各種商品の取扱内容は、当行所定のものとなり、当店以外の当行本支店と異なります。当店の各種商品では、次の取り扱いはできません。
 - ①普通預金口座における代理人カードの発行
 - ②WEB通帳口座の有通帳口座への変更
 - ③少額預金の利子非課税制度（マル優）の取扱い
 - ④手形、当座小切手等の発行
 - ⑤手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れ
 - ⑥その他当行所定の事項
- ③当店で提供するサービス内容、金利、手数料等は当行所定のものとなり、当店以外の当行本支店とサービス内容、金利、手数料等が異なる場合があります。

第2条 【利用資格】

- ①当店とお取引を行うお客さまは、満18歳以上の日本国内に居住する個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます）を除く）とします。
- ②当店の口座を事業性資金の管理目的で利用することはできません。
- ③当店で各種商品・サービスのご利用にあたっては、各取引にかかる規定（以下「関連規定」といいます）にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前二項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。

第3条 【取引の開始】

- ①当店との取引は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の申込書へ必要事項を記入して当店に送付またはスマートフォンから所定のページに必要事項を入力して当行へ送信し、あわせて当行所定の確認書類（以下「本人確認書類」といいます。）を当行所定の方法にて提出または送信するものとします。なお、当行所定の申込書による申込の場合、当行が申込書を送付した日から一定期間以内に、申込書・本人確認書類の送付がない場合は、お客さまの当行に対する口座開設の申込みは撤回されたものとして取扱いします。
- ②取引の開始にあたっては、第1条に定めるWEB通帳口座（普通預金口座および定期預金口座）を開設のうえ、普通預金のバンクカードを発行いたします。また、東邦ダイレクトバンキングサービスの契約者カードを発行いたしますので、会員カード受領後、当行所定のホームページからサービス利用登録を行ってください。
- ③前項以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。
- ④総合口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。また、口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続きによります。
- ⑤当店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより当店と取引を開始することはできません。

第4条 【お届印】

- ①当店と取引を開始する際には、使用する印章（以下「お届印」といいます。）により、印鑑を届出てください。印鑑はお一人につき一つのみお届けいただくものとし、別に定める取引を除いて当店における取引において共通とさせていただきます。
- ②当店との取引をスマートフォンの所定のページからお申込みいただいた場合は、当該申込にかかる総合口座取引（普通預金、定期預金、定期預金を担保する当座貸越）については、印鑑の届出がない「印鑑レス口座」として開設されます。「印鑑レス口座」の場合、お届印の押印が必要な一部の取引が制限されますが、当行所定の方法により印鑑を届出いただくことで、取引できるようになります。
- ③各取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした上は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条 【当店との取引方法】

- ①お客さまは次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。
 - ①東邦ダイレクトバンキングサービスによる取引
 - ②当行本支店の現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」といいます。）および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機・現金自動預金機・現金自動支払機（以下、「ATM・CD」といいます。）による取引。
 - ③その他当行が定めた方法による取引。
- ②各取引方法において、当店で取扱う商品・業務等は当行所定のものとし、当行本支店で取扱う商品・業務等と異なる場合があります。

第6条 【ATM・CD故障時等の取扱い】

- ①停電、故障等により当行のATMによる取引ができない場合、または通信機器、回線およびコンピューターの障害等により東邦ダイレクトバンキングサービスによる取引ができない場合には、当店以外の当行本支店の窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預入れ・払戻し等を受付いたします。
- ②前項の理由により当行ATMおよび東邦ダイレクトバンキングサービスによる取引ができない場合に、当店のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第7条 【証券類の受入の禁止等】

- ①当店は手形、当座小切手等の発行はいたしません。
- ②各種預金口座、投資信託振替決済口座には、手形、小切手、配当金領収書等の証券類の受入れはいたしません。

第8条 【通帳・証書・カード等の取扱い】

- ①当店では、原則として預金通帳、証書、ステートメント（取引明細帳）の発行はいたしません。
- ②当店とお客さまとの間の取引明細等は当行所定の方法により当行所定のホームページの特定ページに入出金明細や定期預金明細等として掲示しますので、適宜お客さまが確認し、必要に応じて印刷してください。
- ③お客さまの取引明細等は当行で当行所定の期間保存いたします。
- ④お客さまが残高証明等を必要とされる場合は、当行所定の方法によりお申込まいただくことにより発行いたします。なお、この場合当行所定の手料をいただきます。
- ⑤届出の住所に郵送した残高証明書が返戻された場合は、当行は保管責任を負いません。延着した場合や到着しなかった場合等で当行の責に帰すことができない事由により紛争が生じて、当行は責任を負いません。

第9条 【投資信託の取扱い】

- ①投資信託振替決済口座は次により取扱いします。
 - ①当店の投資信託振替決済口座は特定口座とし、お客さまお一人につき一口座とします。
 - ②指定預金口座として、当店の普通預金口座を登録します。
- ②当店で取扱う投資信託受益権の銘柄、取引金額・口数等は当行所定のものとし、当行本支店と異なる場合があります。

第10条 【諸手数料】

- ①各お取引で生じた当行所定の手料等については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。
- ②当行が手数料等を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行所定のホームページに掲示することにより告知します。手数料等に関する資料を書面で必要とする場合は、当店に請求してください。

第11条 【商品・サービス等の変更】

- (1) 当行は、当店で取扱う各取引の商品内容またはサービス内容等を、お客さまに事前に通知することなく、相当な範囲で、任意に変更できるものとします。また、当該変更のために当行所定のホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
- (2) 上記1の変更および一時利用停止の内容については、原則として、当行のホームページに掲載することにより告知します。
- (3) 上記1の変更および一時利用停止によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第12条 【届出事項の変更等】

- (1) 印章、バンクカード、会員カードを失ったとき、または印章、住所、氏名、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 当店以外の当行本支店にもお取引があるお客さまは、別途当行本支店窓口での手続きが必要となる場合があります。
- (3) 当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

第13条 【通知および告知方法】

- (1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、原則として、当行所定のホームページへの掲示、電子メールの送信等により行われるものとします。ただし、一部の通知は届出住所への送付により行います。
- (2) 届出メールアドレスまたは届出住所に当行が電子メール、送付物を送信または送付した場合は、通信事情・配達事情などの理由により延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出メールアドレスまたは届出住所あてに、当行が送信または送付した電子メール、送付物が未着として当行に返戻された場合、当行は電子メール、送付物の送信または送付を中止し、当店の各取引の全部または一部を制限することができるものとします。また、返戻された電子メール・送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第14条 【解約、取消等】

- (1) 任意解約
本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、お客さまからの解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
- (2) 解約の通知
当行が解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が受信拒否等の事由によりお客さまに到着しなかったときは、通常到着すべき時に到達したとみなします。
- (3) 登録口座・代表口座の解約
登録口座が解約されたときは、本契約のうち該当する口座に関するサービスは受けられません。また、代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。
- (4) サービスの停止
お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも、お客さまに事前の通知をすることなく本契約に基づく全部または一部のサービスを停止することができます。
 - ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ② 当行に支払うべき手数料を延滞した場合。
 - ③ お客さまが当行の取引規定に違反した場合等、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (5) 強制解約
お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも、お客さまに事前の通知をすることなく本契約を解約することができます。
 - ① 住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明になったとき。
 - ② 支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始等の申立てがあったとき。
 - ③ 相続の開始があったとき。
 - ④ 本サービスの名義人が存在しないことが明らかになったとき、または本サービスの名義人の意思によらず取引開始されたことが明らかになったとき。
 - ⑤ 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき。
 - ⑥ 東邦バンクカードまたは東邦ダイレクトバンキングの暗証番号等の通知書が郵便不着、受取拒否等により当行に返却されたとき。
 - ⑦ 本サービスがお客さまの事業用に利用されたとき。
 - ⑧ 前各号のほか、当行が解約を必要とする相当な事由が生じたとき。
- (6) 本条により本サービスを解約する際、投資信託取引がある場合、その解約等申込日は当行所定の日とします。

第15条 【譲渡・質入の禁止】

- (1) 当店の取引に基づくお客さまの権利および預金等について譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

第16条 【規定の準用】

- (1) 当店との各取引において、本規定に定めのない事項については、各取引にかかる関連規定等により取扱います。
- (2) 本規定と各取引にかかる関連規定等の定めが異なるときは、本規定が優先します。
- (3) 各取引にかかる関連規定等については、書面による送付または当行ホームページへの掲示により告知します。お客さまにおいて個別の規定が必要な場合は、当店あて請求するものとします。

第17条 【規定の変更】

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの一般の利益に適合するとき、または、その他相当の事由がある場合で、当行とお客さまが契約した目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- (3) 当行の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第18条 【準拠法および管轄裁判所】

- (1) 本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024年12月17日現在)